

第3回（仮称）厚木市暴力団排除条例設置検討委員会 会議概要

- 1 日 時 平成23年7月27日（水）
午前10時30分～午前11時10分
- 2 場 所 厚木商工会議所 3階中会議室
- 3 出席者 委員7人、オブザーバー3人、事務局6人
- 4 内 容

- 開 会 生活安全課長
- あいさつ 委員長
- 第2回の質疑等からの考え方

説明：事務局

- ・ 暴力団員の照会方法について
神奈川県下、統一した形での照会方法が必要と考えており、引き続き、県警本部へ話しをしていく。
また、文書による照会では、迅速性に欠けるため、スムーズに照会ができないかを併せて県警へ話しをしていく。
- ・ 市や市民等の「役割」「責務」について
骨子の中では、市の役割という言葉を使用しているが、責任と義務という観点から「責務」が適切ではないかという御指摘をいただいたため、検討した結果、御意見を取り入れさせていただき、市の責務ということにした。
- ・ 市事業からの排除について
本条例では、具体的な排除については規定しない。
個々の取り扱いについては、各部署所管の条例、要綱、マニュアル等の中で対応していく方向である。
- ・ 刺青の排除について
本条例では規定はしない。

- 案 件 パブリック・コメントについて
説明：事務局

（質疑応答）

委 員： 資料3ページの（仮称）厚木市暴力団排除条例骨子につ

いての御意見を募集（閲覧用）はチラシということか。

事務局： チラシではなく、パブリック・コメントについているものである。

委員： 周知方法については、企業・団体等への働きかけは、考えているか。

事務局： 広報・ホームページ等でお知らせをするので、企業・団体等への直接の周知は考えていない。

委員： 広報あつぎはどのような形で載せるのか。

事務局： 紙面の関係上、骨子の内容は掲載できないため、募集方法や骨子の配布場所など、意見募集に関する基本的な事項を掲載予定

委員： 公民館だよりは、

事務局： 公民館だよりは、紙面がよりコンパクトであるため、各公民館の方でどういった取り扱いになるか（掲載の方法）分からないが、基本的には、広報と同様な内容で掲載依頼をしている。

また、閲覧用のみでなく、配布用も備え付ける予定である。ちなみに配布場所は、公民館、駅連絡所を含めて市内21箇所を予定している。

委員： 公民館等に何部か用意されているのか。

事務局： 配布用は何部か配布予定

委員の皆様も、いろいろと意見を頂けたらと思う。

委員： この場で意見をきくのか。

事務局： 今この場で御意見を出していただくのは、難しいと思うのでお持ち帰りいただいて、考えていただけたらと思う。

各団体の代表の方もおいでですので、団体の会議等でお話していただく機会があれば、そちらでも御意見等があればお願いしたい。

今後の予定については、8月1日から8月31日まで募集をかけて市で取りまとめる。基本的な考え方を市（事務局）で考えて、また、委員会で皆さんにお示しをしていきたい。

委員： 暴力団の照会方法は、文書で照会するのか。

事務局： 本条例で想定しているのは、基本的に市の事務について、市からの照会ということになる。

ただ、県警との話しの中では、例えば不動産関係団体など、契約等の部分で排除条項等があれば、(照会についての)相談に乗ることができるというふうに聞いている。

委員： 公益財団法人の神奈川県暴力追放推進センターには、新聞の切り抜き等、すでに公になっているものについてのストックがあり、それについては情報提供をしている。

事務局： パブリック・コメントの内容は、皆さん概ね御了解いただけたと思うが、現在(仮称)厚木市暴力団排除条例という名称としてきたが、どのような名前にしていこうかという中で、県も含め、多くの自治体で、〇〇市暴力団排除というような名称を使用している。厚木市でも厚木市暴力団排除条という名称で、今後すすめさせていただいてよろしいか。

委員： 一同承諾

委員： わかりやすい名称がよいと思う。

今後(仮称)は取れるのか。

事務局： 今回のパブリック・コメントは(仮称)を付けた状態で照会をする。

○ 閉 会 副委員長